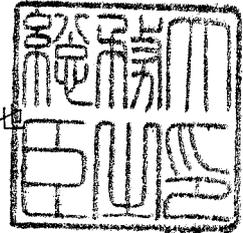




総政企第 438 号
平成 19 年 11 月 12 日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総務大臣
増田 寛 也



諮問第 2 号
平成 20 年に実施される漁業センサスの計画について（諮問）

標記について、平成 19 年 10 月 29 日付け 19 統計第 568 号により農林水産大臣から別添「漁業センサスに係る承認について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

水産統計調査の体系

構造

漁業センサス(指定統計第67号)

- ・漁業の生産構造(漁業経営体数、漁船隻数等)、就業構造(世帯員の就業状況、漁業の就業者等)を把握、母集団情報の提供
- ・調査周期 (5年周期)
- ・調査対象 (漁業経営体(海面13万、内水面7千)、魚市場(9百)、冷凍・冷蔵工場(6千)、水産加工場(1.1万)等)
注:2003年漁業センサスの調査結果。

漁業就業動向調査(承認統計調査)

- ・就業状況、個人経営体数等を把握
- ・調査周期 (センサス年を除く毎年)
- ・調査対象 (漁業経営体(約7,300))

経営

漁業経営調査(承認統計調査)

- ・資産、収支等を把握
- ・調査周期 (毎年)
- ・調査対象 (漁業経営体(約750))

生産

海面漁業生産統計調査(指定統計第54号)

- ・魚種別漁獲量等を把握
- ・調査周期 (毎年)
- ・調査対象 (水揚機関等(約6,800))

内水面漁業生産統計調査(承認統計調査)

- ・魚種別漁獲量等を把握
- ・調査周期 (毎年)
- ・調査対象 (漁業経営体等(約4,200))

流通・価格

水産物流通調査(承認統計調査)

- ・産地市場の水揚量・価額、魚種別の月末在庫量等を把握
- ・調査周期 (調査の種類によって、毎月、毎年、3年周期)
- ・調査対象 (産地市場、冷凍・冷蔵工場等(約4,000))

食品流通段階価格形成調査(承認統計調査)

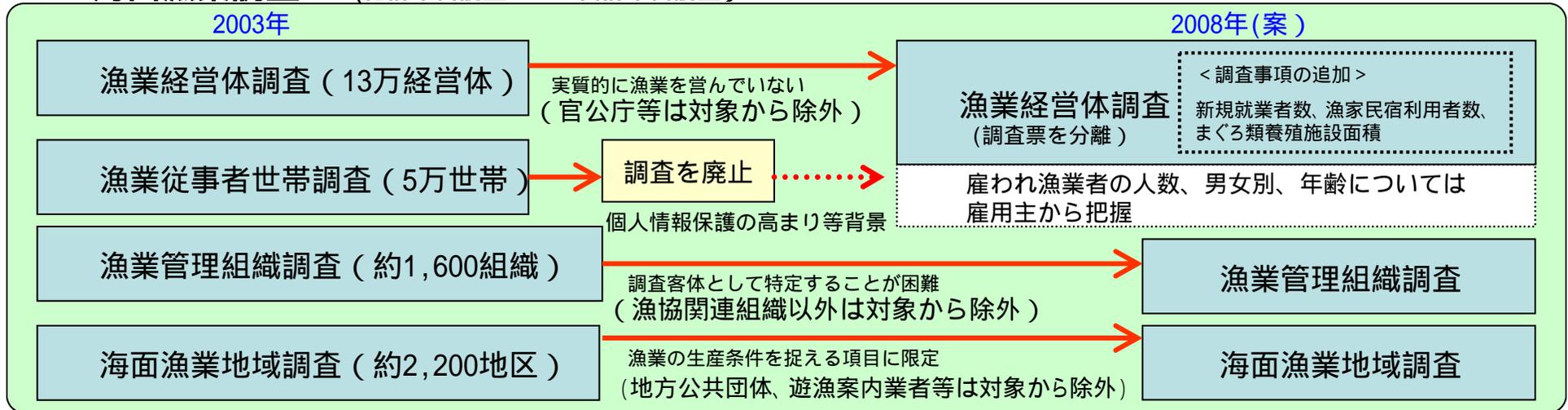
- ・販売費、一般管理費、仕入金額、販売金額等を把握
- ・調査周期 (毎年)
- ・調査対象 (水産物産地卸売業者、産地出荷団体等(約300))

食品流通構造調査(承認統計調査)

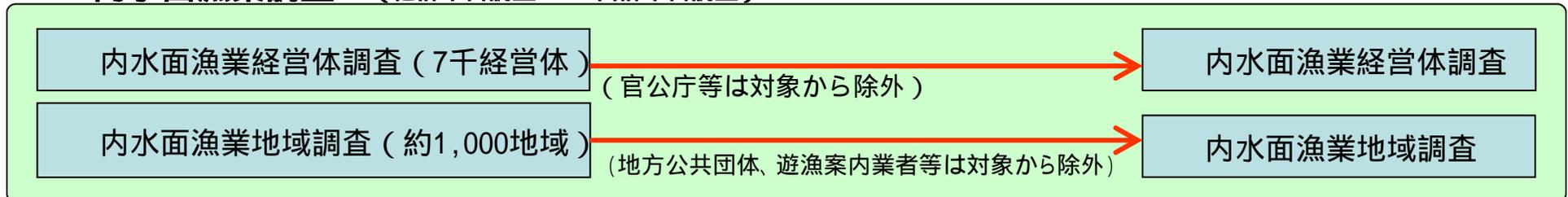
- ・品目別年間仕入量等を把握
- ・調査周期 (毎年)
- ・調査対象 (卸売市場内の卸売業者、水産物販売事業所等(約9,950))

2008年漁業センサス調査体系の見直し

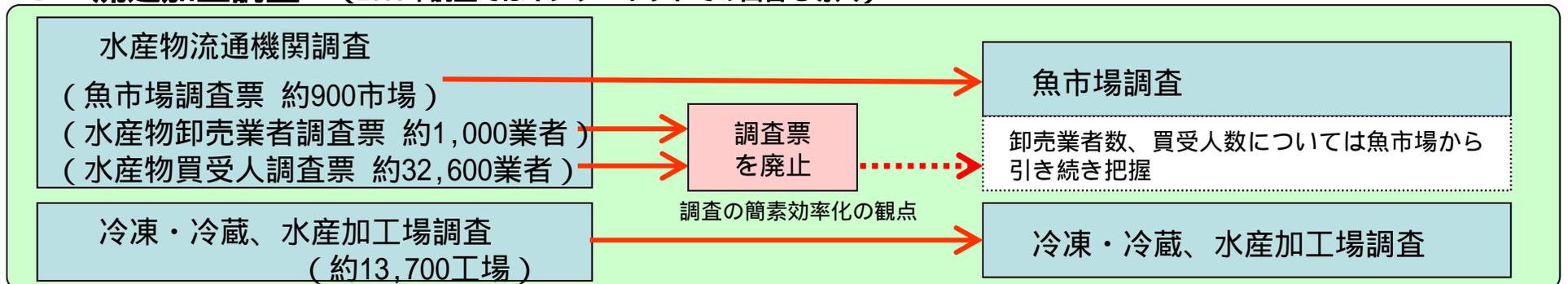
1 海面漁業調査 (他計申告調査 自計申告調査)



2 内水面漁業調査 (他計申告調査 自計申告調査)



3 流通加工調査 (2008年調査ではインターネットでの回答も導入)



2003年調査までは、「漁業経営体調査」は調査員調査、それ以外の調査は職員調査であったが、2008年調査では全て調査員調査で実施予定

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される漁業センサスの計画について)

1 調査の目的等

漁業センサス(指定統計第67号を作成するための調査)は、我が国における漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにすることにより、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

漁業センサスは、昭和24年以来、5年ごとに実施され、平成20年センサスは12回目となる。

2 漁業センサスの改正の趣旨

漁業センサスについては、我が国における漁業及び水産行政の動向に対応させた調査内容とすること、また、近年の個人情報保護の意識の高まり等の調査環境の変化や国家公務員の総人件費改革等の動きを踏まえ、調査を円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらの課題への的確な対応を図るため、平成20年センサスにおいて、調査事項、調査方法等の変更を行う。

3 改正内容

(1) 調査体系の見直し

ア 調査の廃止

「漁業従事者世帯調査」については、これまで漁業経営体からの面接聞き取り調査によって調査対象(漁業従事者世帯)を特定していたが、近年の個人情報保護の意識の高まりを背景に、漁業経営体から漁業従事者の氏名、住所等を聴取し「調査客体候補者名簿」を作成することが困難となったことから、当該調査を廃止する。ただし、男女別、年齢階級別漁業従事者数については、自計申告方式による「漁業経営体調査」において把握する。

イ 調査対象の見直し

(ア) 「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」の調査対象であった官公庁・学校・試験場については、実質的に漁業を営んでいないことから、調査の簡素化を図るため、調査対象から除外する。

(イ) 「漁業管理組織調査」については、漁業協同組合関連組織に加え、複数の漁業経営体による自主的な集まりも調査対象としていたが、これらの自主的な集まりは、調査客体として特定することが困難であるため、調査対象から除外する。

(ウ) 「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」については、漁村地域社会のコミュニティ活動なども把握するため、地方公共団体や遊漁案内業者等を

調査対象としていたが、漁業の生産条件を捉える本センサスの目的にかんがみ、調査項目を漁業の生産条件を捉える項目に限定し、地方公共団体や遊漁案内業者等を調査対象から除外する。

ウ 調査票の整理

- (ア) 「漁業経営体調査」では、従来、個人経営体、漁業協同組合・漁業生産組合、共同経営のそれぞれについて、他計方式により1種類の調査票で把握していたが、調査の自計化に伴い、正確な記入と調査客体の負担軽減を図るため、それぞれの調査票を作成し、分離して把握する。
- (イ) 「水産物流通機関調査」については、調査の簡素化、効率的実施の観点から、水産物卸売業者調査票及び水産物買受人調査票を廃止し、これら調査票で把握していた卸売業者数及び買受人数を新たな「魚市場調査」において把握する。

エ 新しい政策ニーズに対応した調査事項の追加

我が国の漁業における担い手の確保・育成や漁村地域の活性化等に資するため、漁業への新規就業者数、漁家民宿利用者数等を「漁業経営体調査」の中で、新たに把握する。

更に、資源管理型漁業への転換が進む中で、水産資源の回復・管理の推進を図る観点から、まぐろ類養殖施設面積を「漁業経営体調査」の中で新たに把握する。

(2) 調査方法の変更

ア 面接聞き取り調査から自計申告調査への移行

漁業センサスについては、これまで流通加工調査を除き、調査客体への面接聞き取りにより調査を行ってきたが、近年の個人情報保護の意識の高まり等を踏まえて、自計申告調査を基本とした調査方法へ移行する。

ただし、漁業就業者の高齢化等の状況を踏まえ、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、引き続き面接聞き取りの調査方法によることも可能とする。

イ 職員調査から調査員調査への移行

漁業センサスについては、従来、「漁業経営体調査」を除き、職員調査により実施していたが、国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、調査員調査へ移行する。

ウ 一部調査におけるインターネット申告の併用

調査の円滑な実施と調査客体及び調査員の負担軽減等を図る観点から、流通加工調査において、政府共同利用システム（各府省共同利用型オンライン調査システム）を活用したインターネット申告を可能とする。

農林水産省
統計課
〒100-8508
東京都千代田区千代田
1-1-1
TEL: 03-3508-3111
FAX: 03-3508-3112

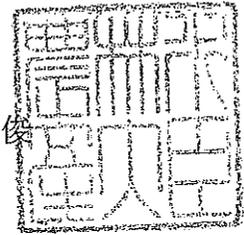
別 添

19統計第568号

平成19年10月29日

総務大臣 増田寛也 殿

農林水産大臣 若林正俊



漁業センサスに係る承認について（申請）

漁業センサス（指定統計第67号を作成するための調査）を別添のとおり実施したいので、統計法（昭和22年法律第18号）第7条第2項及び第13条の規定に基づき申請します。

統計法の規定に基づく承認事項記載書(変更案)
(2008年漁業センサス)

第1章 総則

第1 目的

2008年漁業センサス（以下「調査」という。）は、平成20年における漁業センサス（指定統計第67号）を作成し、我が国漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

第2 定義

- 1 「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
- 2 「海面漁業」とは、海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において営む漁業をいう。
- 3 「内水面漁業」とは、内水面（前項に規定する湖沼を除く。）において営む漁業をいう。
- 4 「漁業経営体」とは、調査期日（第4の規定による調査期日をいう。以下同じ。）前1年間に海面漁業又は内水面漁業を営んだ事業所をいい、「個人漁業経営体」とは、個人の漁業経営体をいう。
- 5 「漁業地区」とは、市区町村の区域内において、共通の自然的及び社会経済的条件のもとに漁業が行われると認められる地区として農林水産大臣が定めたものをいう。
- 6 「漁業集落」とは、漁業地区の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している漁業の地域社会をいう。
- 7 「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう。
- 8 「内水面漁業地域」とは、内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めたものをいう。
- 9 「内水面漁業集落」とは、内水面漁業地域の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している漁業の地域社会をいう。
- 10 「魚市場」とは、調査期日前1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第一次段階の取引を行った市場をいう。
- 11 「冷凍・冷蔵工場」とは、陸上において主機10馬力以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。
- 12 「水産加工場」とは、販売を目的として、調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加

工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所をいう。

13 「センター」とは、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号。以下「規則」という。）第2条第9項に定める「センター」をいう。

14 「センター長」とは、規則第2条第10項に定める「センター長」をいう。

15 「地方農政事務所長等」とは、規則第2条第11項に定める「地方農政事務所長等」をいう。

第3 調査の種類

1 調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査とする。

2 海面漁業調査は、漁業経営体調査、漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査とする。

3 内水面漁業調査は、内水面漁業経営体調査及び内水面漁業地域調査とする。

4 流通加工調査は、魚市場調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査とする。

第4 調査期日

調査は、平成20年11月1日現在によって行う。

第5 調査の範囲

1 海面漁業調査は、次の各号に掲げるものについて行う。

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体、漁業管理組織及び沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合。以下「漁協」という。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって行政施策上農林水産大臣が必要と認めるもの

2 内水面漁業調査は、次の各号に掲げる漁業経営体及び内水面漁協について行う。

(1) 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体

(2) 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営むもの

3 流通加工調査は、魚市場及び水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設その他の漁業関連施設を営む事業所について行う。

第6 調査の機構

1 海面漁業調査漁業経営体調査に関する事務は、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）、都道府県知事（以下「知事」という。）及び市区町村長（区とは、地方自治法

(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区をいい、特別区にあつては区長に代えて都知事をいう。以下同じ。)が行う。

- 2 海面漁業調査漁業管理組織調査、同調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査に関する事務は、統計部長及び地方統計組織の長が行う。
- 3 この場合において、地方統計組織の長とは、センター長及び地方農政事務所長等をいう。

第7 調査の方法

- 1 海面漁業調査及び内水面漁業調査は、第8第1項の統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法により行う。ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法により行う。
- 2 流通加工調査は、第8第1項の統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は配布された調査票を、農林水産省の使用に係る電子計算機と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織による自計申告調査の方法(以下「オンラインによる方法」という。)により行う。

第8 統計調査員

- 1 調査及びこれに関連する事務に従事させるため、市区町村の区域ごとに、統計法(昭和22年法律第18号)第12条第1項の規定による統計調査員を置く。
- 2 前項の統計調査員は、海面漁業調査漁業経営体調査にあつては漁業センサス海面調査員(以下「海面調査員」という。)とし、海面漁業調査漁業管理組織調査及び同調査海面漁業地域調査にあつては、漁業センサス漁業管理組織等調査員(以下「管理組織等調査員」という。)とし、内水面漁業調査にあつては漁業センサス内水面調査員(以下「内水面調査員」という。)とし、流通加工調査にあつては漁業センサス流通加工調査員(以下「流通加工調査員」という。)とする。
- 3 第1項の統計調査員のうち、前項に規定する海面調査員にあつては、知事が任命し、市区町村長の調査実施上の指導を受け、同項に規定する管理組織等調査員、内水面調査員及び流通加工調査員にあつては、地方農政局長(北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長。次項において同じ。)が任命し、センター長の指導監督を受ける。
- 4 市区町村長は、海面調査員に対し、知事が発行するその身分を示す証票を交付し、地方農政局長は、管理組織等調査員、内水面調査員及び流通加工調査員に対し、統計部長が別に定める様式のその身分を示す証票を交付する。
- 5 前各項の統計調査員に係る事務の細目は統計部長が別に定める。

第9 申告の義務

- 1 第27第1項に規定する調査客体を代表する者は、第7第1項の自計申告調査又は面接調査において、第28第1項(1)に規定する調査事項について海面調査員に対し第28第2項の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 2 第27第2項及び第3項に規定する調査客体を代表する者は、第7第1項の自計申告調査又は面接調査において、第28第1項(2)及び(3)に規定する調査事項について管理組織等調査員に対し第28第2項の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 3 第33に規定する調査客体を代表する者は、第7第1項の自計申告調査又は面接調査において、第34第1項に規定する調査事項について内水面調査員に対し第34第2項の調査票に記入すること又は口頭により回答しなければならない。
- 4 第39に規定する調査客体を代表する者は、第7第2項の自計申告調査において、第40第1項に規定する調査事項について流通加工調査員に対し第40第2項の調査票に記入すること又はオンラインによる方法により回答しなければならない。

第2章 調査の準備

第10 漁業地区の地域範囲の確認

- 1 海面漁業調査及び流通加工調査の実施のための漁業地区は、漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日農林水産省告示第776号）第1条（別表第1）のとおりとする。
- 2 市区町村長は、前項に規定する漁業地区の地域範囲を確認する。

第11 海面客体候補者名簿の作成

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス海面漁業経営体調査客体名簿を収録した磁気テープから2008年漁業センサスの海面漁業調査漁業経営体調査に係る調査客体候補者名簿（以下「海面客体候補者名簿」という。）を作成し、知事を通じて市区町村長に送付する。
- 2 市区町村長は、知事を通じて送付された海面客体候補者名簿を、海面調査員に配布する。
- 3 海面調査員は、前項の規定により配布された海面客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で漁業経営体を確認し、海面客体候補者名簿を補正する。
- 4 海面調査員は、海面客体候補者名簿を統計部長が別に定める日までに市区町村長に提出する。
- 5 市区町村長は、前項の規定により提出された海面客体候補者名簿を審査し、不備な点を認めたときは補正する。

第12 基本調査区の設定

- 1 市区町村長は、第11第5項の規定により作成した海面客体候補者名簿に基づき、漁業地区を区分して漁業経営体調査に係る基本調査区（以下「基本調査区」という。）を設定する。
- 2 前項の基本調査区は、当該基本調査区内の第27第1項に定める調査客体の数がおおむね20～30となるように、かつ、地理的条件を勘案の上、2003年漁業センサスの基本調査区を修正して設定する。
- 3 市区町村長は、前項の規定により設定した基本調査区の境界等を記入した基本調査区配置図を作成し、統計部長が別に定める日までに知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定により提出された基本調査区配置図を統計部長が別に定める日までに農林水産大臣に提出する。

第13 海面客体名簿の作成

- 1 市区町村長は、第12第1項の規定により設定した基本調査区ごとに2008年漁業センサスの海面漁業調査漁業経営体調査に係る客体名簿（様式準第1号。以下「海面客体名簿」という。）を作

成する。

- 2 市区町村長は、前項の海面客體名簿を作成してから調査期日までに調査客體の異動を認めたときは海面客體名簿を補正する。

第14 漁業管理組織候補名簿の作成

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス海面漁業調査漁業管理組織調査の調査客體を収録した磁気テープから2008年漁業センサスの海面漁業調査漁業管理組織調査に係る調査客體候補名簿（以下「漁業管理組織候補名簿」という。）を作成し地方農政事務所長等に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により統計部長から送付された漁業管理組織候補名簿を、該当するセンター長に送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により地方農政事務所長等から送付された漁業管理組織候補名簿に基づき、平成20年9月1日現在で漁業管理組織を確認し、漁業管理組織候補名簿を補正する。

第15 漁業管理組織名簿の作成

- 1 センター長は、第14第3項の規定により作成した漁業管理組織候補名簿に基づき、市区町村ごとに2008年漁業センサスの海面漁業調査漁業管理組織調査に係る調査客體名簿（様式準第2号。以下「漁業管理組織名簿」という。）を作成する。
- 2 センター長は、前項に規定する漁業管理組織名簿を作成してから調査期日までに調査客體の異動を認めたときは、漁業管理組織名簿を補正する。

第16 海面地域客體名簿の作成

- 1 地方農政事務所長等は、2008年漁業センサスの海面漁業調査海面漁業地域調査に係る調査客體名簿（様式準第3号。以下「海面地域客體名簿」という。）を作成し、該当するセンター長に送付する。
- 2 センター長は、前項の規定により地方農政事務所長等から送付された海面地域客體名簿を確認し、調査期日までに異動を認めたときは海面地域客體名簿を補正する。

第17 内水面客體候補者名簿の作成

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス内水面漁業調査客體名簿を収録した磁気テープから2008年漁業センサスの内水面漁業経営体調査に係る調査客體候補者名簿（以下「内水面客體候補者名簿」という。）を作成し地方農政事務所長等に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により統計部長から送付された内水面客體候補者名簿を該当するセンター長に送付する。

- 3 センター長は、前項の規定により地方農政事務所長等から送付された内水面客体候補者名簿に基づき、平成20年9月1日現在で内水面漁業に係る漁業経営体を確認し内水面客体候補者名簿を補正する。

第18 内水面漁業調査の調査区の設定

- 1 センター長は、第17第3項の規定により補正した内水面客体候補者名簿に基づき、市区町村を区分して内水面漁業調査の調査区（以下「内水面漁業調査区」という。）を設定する。
- 2 前項の内水面漁業調査区は、当該調査区内に含まれる平成20年9月1日現在における第33に定める調査客体の数が、おおむね5～25となるように、かつ、地理的条件を勘案の上、2003年漁業センサスの内水面漁業調査区を修正して設定する。
- 3 センター長は、前項の規定により設定した内水面漁業調査区の境界線等を記入した内水面漁業調査市区町村総括図（以下「内水面市区町村総括図」という。）を作成する。

第19 内水面客体名簿の作成

- 1 センター長は、第18第1項の規定により設定した内水面漁業調査区ごとに2008年漁業センサスの内水面漁業調査内水面漁業経営体調査に係る客体名簿（様式準第4号。以下「内水面客体名簿」という。）を作成する。
- 2 センター長は、前項に規定する内水面客体名簿を作成してから調査期日までに調査客体の異動を認めたときは、内水面客体名簿を補正する。

第20 内水面地域客体名簿の作成

- 1 地方農政事務所長等は、2008年漁業センサスの内水面漁業調査内水面漁業地域調査に係る調査客体名簿（様式準第5号。以下「内水面地域客体名簿」という。）を作成し、該当するセンター長に送付する。
- 2 センター長は、前項の規定により地方農政事務所長等から送付された内水面地域客体名簿を確認し、調査期日までに異動を認めたときは内水面地域客体名簿を補正する。

第21 要計表の作成及び提出

- 1 市区町村長は、第13第1項に規定する海面客体名簿に基づき市区町村ごとに海面漁業調査要計表（様式準第6号。以下「海面要計表」という。）を作成し、統計部長が別に定める日までに知事に提出する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された海面要計表を審査し、不備な点を認めたときは市区町村長に確認し補正の上、都道府県全体の海面要計表を作成し、それに市区町村ごとの海面要計表を

添えて統計部長が別に定める日までに農林水産大臣に提出する。

- 3 センター長は、第19第1項に規定する内水面客体名簿に基づき市区町村ごとに内水面漁業調査要計表（様式準第7号。以下「内水面要計表」という。）を作成し、統計部長が別に定める日までに地方農政事務所長等に提出する。
- 4 地方農政事務所長等は、前項の規定により提出された内水面要計表を審査し、不備な点を認めるときは、センター長に確認し補正の上、都道府県全体の内水面要計表を作成し、それに市区町村ごとの内水面要計表を添えて統計部長が別に定める日までに農林水産大臣に提出する。

第22 魚市場候補名簿の作成

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス流通加工調査水産物流通機関名簿を収録した磁気テープから2008年漁業センサスの魚市場調査に係る調査客体候補名簿（以下「魚市場候補名簿」という。）を作成し地方農政事務所長等に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により統計部長から送付された魚市場候補名簿を該当するセンター長に送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により地方農政事務所長等から送付された魚市場候補名簿に基づき、平成20年9月1日現在で魚市場を確認し、魚市場候補名簿を補正する。

第23 魚市場名簿の作成

- 1 センター長は、第22第3項の規定により作成した魚市場候補名簿に基づき、市区町村ごとに2008年漁業センサスの流通加工調査魚市場に係る調査客体名簿（様式準第8号。以下「魚市場名簿」という。）を作成する。
- 2 センター長は、前項に規定する魚市場名簿を作成してから調査期日までに魚市場の異動を認めるときは、魚市場名簿を補正する。

第24 冷凍・冷蔵、水産加工場調査候補名簿の作成

- 1 統計部長は、2003年漁業センサス流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を収録した磁気テープから2008年漁業センサスの流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査に係る調査客体候補名簿（以下「冷凍・冷蔵、水産加工場候補名簿」という。）を作成し地方農政事務所長等に送付する。
- 2 地方農政事務所長等は、前項の規定により統計部長から送付された冷凍・冷蔵、水産加工場候補名簿を該当するセンター長に送付する。
- 3 センター長は、前項の規定により地方農政事務所長等から送付された冷凍・冷蔵、水産加工場候補名簿に基づき、平成20年9月1日現在で冷凍・冷蔵、水産加工場を確認し、冷凍・冷蔵、水

産加工場候補名簿を補正する。

第25 冷凍・冷蔵、水産加工場名簿の作成

- 1 センター長は、第24第3項の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場候補名簿に基づき、漁業地区又は市区町村ごとに2008年漁業センサスの流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査に係る調査客体名簿（様式準第9号。以下「冷凍・冷蔵、水産加工場名簿」という。）を作成する。
- 2 センター長は、前項に規定する冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を作成してから調査期日までに、冷凍・冷蔵、水産加工場の異動を認めたときは、冷凍・冷蔵、水産加工場名簿を補正する。

第26 流通加工調査区の設定

- 1 センター長は、第22第3項の規定により作成した魚市場候補名簿及び第24第3項の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場候補名簿に基づき、市区町村を区分して流通加工調査の調査区（以下「流通加工調査区」という。）を設定する。
- 2 前項の流通加工調査区は、これに含まれる平成20年9月1日現在の第39に定める調査客体の数が、おおむね10となるよう、かつ、地理的条件を勘案の上設定する。

第3章 海面漁業調査

第27 調査客体

- 1 漁業経営体調査の調査客体は、第5第1項に規定する海面漁業に係る漁業経営体（個人漁業経営体にあつては、調査期日前1年間の漁業の海上作業従事日数が30日以上のものに限る。）とする。
- 2 漁業管理組織調査の調査客体は、第5第1項に規定する漁業管理組織のうち、沿岸地区の漁協に係るものとする。
- 3 海面漁業地域調査の調査客体は、沿岸地区の漁協とする。

第28 調査事項

- 1 海面漁業調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 漁業経営体調査
 - ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
 - イ 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況
 - (2) 漁業管理組織調査
 - ア 漁業管理組織の概要
 - イ 漁業管理の内容
 - (3) 海面漁業地域調査
 - ア 生産条件
 - イ 活性化の取組
- 2 前項の調査事項の細目は、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第1号）、漁業経営体調査票Ⅱ（会社用）（様式調第2号）、漁業経営体調査票Ⅲ（漁業協同組合・漁業生産組合用）（様式調第3号）、漁業経営体調査票Ⅳ（共同経営用）（様式調第4号）、漁業管理組織調査票（様式調第5号）及び海面漁業地域調査票（様式調第6号）（以下この章において「調査票」と総称する。）による。

第29 調査の実施

- 1 海面調査員は、第27第1項に規定する調査客体について調査を行い、収集した調査票を審査の上、統計部長が別に定める日までに市区町村長に提出する。
- 2 市区町村長は、前項の規定により提出された調査票を審査し、不備な点を認めたときは、海面調査員又は市区町村の職員（特別区にあつては都の職員。租税の賦課及び徴収に関する事務に従事する者を除く。以下同じ。）に再調査を行わせる等により補正の上、完全な調査票を作成する。
- 3 管理組織等調査員は、第27第2項及び第27第3項に規定する調査客体に対して調査を行い、取

集した調査票を審査の上、統計部長が別に定める日までにセンター長に提出する。

- 4 センター長は、前項の規定により提出された調査票を審査し、不備な点を認めたときは、管理組織等調査員に再調査を行わせる等により補正の上、完全な調査票を作成する。

第30 集計事項

- 1 漁業経営体調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 漁業経営に関する事項
 - ア 経営組織別漁業経営体数
 - イ 経営体階層別漁業経営体数
 - ウ その他
 - (2) 漁船に関する事項
 - ア 規模別漁船隻数
 - イ その他
 - (3) 個人漁業経営体に関する事項
 - ア 自営漁業の専兼業別個人漁業経営体数
 - イ その他
 - (4) 漁業従事者に関する事項
 - ア 家族・雇用者別漁業従事者数
- 2 漁業管理組織調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 管理対象魚種別組織数
 - (2) 管理対象漁業種類別組織数
 - (3) その他
- 3 海面漁業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 生産条件別漁協数
 - (2) 活性化の取組別漁協数
 - (3) その他
- 4 前3項の集計事項の細目は、集計事項一覧表による。

第31 報告

- 1 市区町村長は、第29第2項の規定により作成した調査票、第13第1項に規定する海面客体名簿及び第11第5項の規定により作成した海面客体候補者名簿を統計部長が別に定める日までに、知事に提出する。
- 2 知事は、前項の規定により提出された調査票及び海面客体名簿について、電磁的記録を作成し

た上で、統計部長が別途送付するプログラムに従って審査・修正し、漁業経営体調査票を収録した電磁的記録（以下「海面経営体調査票マスタ」という。）及び海面客体名簿を収録した電磁的記録（以下「海面経営体名簿マスタ」という。）を作成する。

- 3 知事は、前項の規定により作成した海面経営体調査票マスタ及び海面経営体名簿マスタ、第1項の規定により提出された調査票、海面客体名簿及び海面客体候補者名簿を統計部長が別に定める日までに農林水産大臣に提出する。
- 4 センター長は、第15の規定により作成した漁業管理組織名簿、第16第2項の規定により作成した海面地域客体名簿及び第29第4項の規定により作成した調査票を統計部長が別に定める日までに農林水産大臣に提出する。
- 5 農林水産大臣は、前項の規定により提出された調査票、漁業管理組織名簿及び海面地域客体名簿について電磁的記録を作成し、漁業管理組織調査票を収録した電磁的記録（以下「漁業管理調査票マスタ」という。）及び海面漁業地域調査票を収録した電磁的記録（海面地域調査票マスタ」という。）を作成する。

第32 全国結果表等の作成

- 1 農林水産大臣は、第31第3項の規定により提出された海面経営体調査票マスタに基づき、漁業経営体調査全国結果表、漁業経営体調査都道府県結果表、漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表を作成する。
- 2 農林水産大臣は、第31第5項の規定により作成した漁業管理調査票マスタ及び海面地域調査票マスタに基づき漁業管理組織調査全国結果表、漁業管理組織調査都道府県結果表、漁業管理組織調査市区町村結果表、海面漁業地域調査全国結果表、海面漁業地域調査都道府県結果表及び海面漁業地域調査市区町村結果表を作成する。
- 3 農林水産大臣は、第31第3項の規定により提出された海面経営体調査票マスタ及び第31第5項の規定により作成した漁業管理調査票マスタ及び海面地域調査票マスタに基づき、漁業地区整理表及び漁業集落カードを作成する。
- 4 農林水産大臣は、第1項の規定により作成した漁業経営体調査都道府県結果表、漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表並びに第3項の規定により作成した漁業地区整理表及び漁業集落カードを該当する知事及び地方農政事務所長等に送付するとともに、第2項の規定により作成した漁業管理組織調査都道府県結果表、海面漁業地域調査都道府県結果表及び海面漁業地域調査市区町村結果表を該当する地方農政事務所長等に送付する。
- 5 知事は、前項の規定により送付された漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表及び漁業集落カードを該当する市区町村長に送付する。

第4章 内水面漁業調査

第33 調査客体

- 1 内水面漁業経営体調査の調査客体は、第5第2項に規定する内水面漁業に係る漁業経営体とする。
- 2 内水面漁業地域調査の調査客体は、内水面漁協とする。

第34 調査事項

- 1 内水面漁業調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 内水面漁業経営体調査
 - ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設、操業日数その他漁業経営体の漁業経営の状況
 - イ 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況
 - (2) 内水面漁業地域調査
 - ア 組合員数
 - イ 漁場環境
 - ウ 遊漁の状況
 - エ 活性化の取組
 - オ その他内水面漁業地域の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）（様式調第7号）、内水面漁業経営体調査票Ⅱ（会社・団体用）（様式調第8号）及び内水面漁業地域調査票（様式調第9号）（以下この章において「調査票」と総称する。）による。

第35 調査の実施

- 1 内水面調査員は、第33に規定する調査客体について調査を行い、収集した調査票を審査の上、統計部長が別に定める日までにセンター長に提出する。
- 2 センター長は、前項の規定により提出された調査票を審査し、不備な点を認めたときは、内水面調査員に再調査を行わせる等により補正の上、完全な調査票を作成し、これに基づいて第18第3項の規定により作成した内水面市区町村総括図を補正し、完全な内水面市区町村総括図を作成する。

第36 集計事項

- 1 内水面漁業経営体調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 湖沼漁業に関する事項

- ア 経営体階層別漁業経営体数
- イ 漁業種類別漁業経営体数
- ウ 漁船隻数
- エ 世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- オ その他

(2) 内水面養殖業に関する事項

- ア 養殖種類別漁業経営体数
- イ 養殖種類別世帯数及び世帯員数並びに兼業状況
- ウ 養殖魚種別漁業経営状況
- エ その他

2 内水面漁業地域調査は、次に掲げる事項について集計する。

- (1) 漁場環境別漁協数
- (2) 活性化の取組別漁協数
- (3) その他

3 前2項の集計事項の細目は、集計事項一覧表による。

第37 報告

- 1 センター長は、第35第2項の規定により作成した調査票及び内水面市区町村総括図、第19第2項の規定により作成した内水面客体名簿並びに第17第3項の規定により作成した内水面客体候補者名簿、第20第2項に規定する内水面地域客体名簿を統計部長が別に定める日までに農林水産大臣に提出する。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により提出された調査票、内水面客体名簿及び内水面地域客体名簿について電磁的記録を作成し、内水面漁業経営体調査票を収録した電磁的記録（以下「内水面経営体調査票マスタ」という。）及び内水面漁業地域調査票を収録した電磁的記録（以下「内水面地域調査票マスタ」という。）を作成する。

第38 全国結果表等の作成

- 1 農林水産大臣は、第37第2項の規定により作成した内水面経営体調査票マスタ及び内水面地域調査票マスタに基づき、内水面漁業調査全国結果表、内水面漁業調査都道府県結果表、内水面漁業調査市区町村結果表、内水面漁業地域整理表及び内水面漁業集落カードを作成する
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により作成した内水面漁業調査都道府県結果表、内水面漁業調査市区町村結果表、内水面漁業地域整理表及び内水面漁業集落カードを該当する地方農政事務所長等へ送付する。

第5章 流通加工調査

第39 調査客体

- 1 魚市場調査の調査客体は、魚市場とする。
- 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査の調査客体は、冷凍・冷蔵工場及び水産加工場とする。

第40 調査事項

- 1 流通加工調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 魚市場調査
 - ア 魚市場の施設及び取扱高
 - イ その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
 - (2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査
 - ア 事業内容
 - イ 従業者数
 - ウ その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項
- 2 前項の調査事項の細目は、魚市場調査票（様式調第10号）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票（様式調第11号）（以下この章において「調査票」と総称する。）による。

第41 調査の実施

- 1 流通加工調査員は、第39に規定する調査客体について調査を行い、収集した調査票を審査の上、これを統計部長が別に定める日までにセンター長に提出する。
- 2 センター長は、前項の規定により提出された調査票を審査し、不備な点を認めたときは、流通加工調査員に再調査を行わせる等により補正の上、完全な調査票を作成する。

第42 集計事項

- 1 魚市場調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 開設者の種類別市場数
 - (2) 市場の規模別市場数
 - (3) その他
- 2 冷凍・冷蔵、水産加工場調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 形態別工場数
 - (2) 冷蔵・凍結能力別工場数
 - (3) 加工種類別工場数

(4) その他

3 前2項の集計事項の細目は、集計事項一覧表による。

第43 報告

- 1 センター長は、第41第2項の規定により作成した調査票、第23第2項の規定により作成した魚市場名簿、第22第3項の規定により作成した魚市場候補名簿、第25第2項の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場名簿及び第24第3項の規定により作成した冷凍・冷蔵、水産加工場候補名簿を統計部長が別に定める日までに農林水産大臣に提出する。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により提出された調査票、魚市場名簿及び冷凍・冷蔵、水産加工場名簿について電磁的記録を作成し、魚市場調査票を収録した電磁的記録（以下「魚市場調査票マスタ」という。）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を収録した電磁的記録（以下「加工場調査票マスタ」という。）を作成する。

第44 全国結果表等の作成

- 1 農林水産大臣は、第43第2項の規定により作成した魚市場調査票マスタ及び加工場調査票マスタに基づき流通加工調査全国結果表、流通加工調査都道府県結果表及び流通加工調査市区町村・漁業地区結果表を作成する。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により作成した、流通加工調査都道府県結果表及び流通加工調査市区町村・漁業地区結果表を該当する地方農政事務所長等に送付する。

第6章 結果の公表及び関係書類の保存

第45 結果の公表

- 1 農林水産大臣は、調査の全国結果について、その概要を平成21年8月31日までに公表し、その詳細については逐次、刊行物又は電磁的記録に収録したものを紙面若しくは映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。
- 2 知事は、第32第4項の規定により農林水産大臣から送付された海面漁業経営体調査都道府県結果表の全部又は一部を刊行物により前項の公表以降に公表することができる。この場合においては、知事は、その公表後速やかにその刊行物を統計部長に提出する。
- 3 市区町村長は、知事に公表内容を通知した上で、第32第5項の規定により送付された漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表の全部又は一部を刊行物により公表することができる。この場合においては、市区町村長は、その公表後速やかにその刊行物を知事に提出する。
- 4 知事は、前項の規定により提出された刊行物を遅滞なく統計部長に提出する。
- 5 地方農政事務所長等は、統計部長の承認を得て、第32第4項の規定により送付された漁業管理組織調査都道府県結果表及び海面漁業地域調査都道府県結果表の全部又は一部、第38第2項の規定により送付された内水面漁業調査都道府県結果表の全部又は一部並びに第44第2項の規定により送付された流通加工調査都道府県結果表の全部又は一部を刊行物により、第1項の公表と同時期若しくは公表後1週間以内を目途に公表することができる。この場合においては、地方農政事務所長等は、その公表後速やかにその刊行物を統計部長に提出する。

第46 関係書類等の保存

関係書類等の保存は、次に掲げるところにより行う。

関係書類の名称	作成者	保存期間	保存責任者（○印のもの）			
			市区町村長	都道府県知事	地方農政事務所長等	農林水産大臣
漁業経営体調査に係る調査客体候補者名簿	市区町村長	3年				○
基本調査区配置図	市区町村長	5年	○	○		○
漁業経営体調査に係る客体名簿	市区町村長	3年				○
漁業経営体調査に係る調査客体名簿を収録した電磁的記録	都道府県知事	10年				○
海面漁業調査要計表	都道府県知事	5年				○
漁業経営体調査票	市区町村長	3年				○
漁業経営体調査票を収録した電磁的記録	都道府県知事	永久				○
漁業経営体調査全国結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	永久				○
漁業経営体調査都道府県結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年		○	○	○
漁業経営体調査市区町村・漁業地区結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年	○	○	○	○
漁業地区整理表	農林水産大臣	5年		○	○	○

漁業集落カード	農林水産大臣	5年		○	○	○
漁業管理組織調査に係る調査客体候補名簿	センター長	3年				○
漁業管理組織調査に係る調査客体名簿	農林水産大臣	3年				○
海面漁業地域調査に係る調査客体名簿	センター長	3年				○
漁業管理組織調査に係る調査客体名簿を収録した電磁的記録	農林水産大臣	10年				○
海面漁業地域調査に係る調査客体名簿を収録した電磁的記録	農林水産大臣	10年				○
漁業管理組織調査票	センター長	3年				○
海面漁業地域調査票	センター長	3年				○
漁業管理組織調査票を収録した電磁的記録	農林水産大臣	永久				○
海面漁業地域調査票を収録した電磁的記録	農林水産大臣	永久				○
漁業管理組織調査全国結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	永久				○
漁業管理組織調査都道府県結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年			○	○
漁業管理組織調査市区町村結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年			○	○
海面漁業地域調査全国結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	永久				○
海面漁業地域調査都道府県結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年			○	○
海面漁業地域調査市区町村結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年			○	○

内水面漁業経営体調査に係る調査客体候補者名簿	センター長	3年				○
内水面漁業経営体調査に係る調査客体名簿	センター長	3年				○
内水面漁業地域調査に係る調査客体名簿	センター長	3年				○
内水面漁業経営体調査に係る調査客体名簿を収録した電磁的記録	農林水産大臣	10年				○
内水面漁業地域調査に係る調査客体名簿を収録した電磁的記録	農林水産大臣	10年				○
内水面漁業調査要計表	地方農政事務所長等 センター長	5年				○
内水面漁業調査市区町村総括図	センター長	5年				○
内水面漁業経営体調査票	センター長	3年				○
内水面漁業地域調査票	センター長	3年				○
内水面漁業経営体調査票を収録した電磁的記録	農林水産大臣	永久				○
内水面漁業地域調査票を収録した電磁的記録	農林水産大臣	永久				○
内水面漁業調査全国結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	永久				○
内水面漁業調査都道府県結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年			○	○
内水面漁業調査市区町村結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年			○	○
内水面漁業地域整理表	農林水産大臣	5年			○	○

内水面漁業集落カード	農林水産大臣	5年			○	○
魚市場に係る調査客体候補名簿	センター長	3年				○
魚市場調査に係る調査客体名簿	センター長	3年				○
魚市場調査に係る調査客体名簿を収録した電磁的記録	農林水産大臣	10年				○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査に係る調査客体候補名簿	センター長	3年				○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査に係る調査客体名簿	センター長	3年				○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査に係る調査客体名簿を収録した電磁的記録	農林水産大臣	10年				○
魚市場調査票	センター長	3年				○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	センター長	3年				○
魚市場調査票を収録した電磁的記録	農林水産大臣	永久				○
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票を収録した電磁的記録	農林水産大臣	永久				○
流通加工調査全国結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	永久				○
流通加工調査都道府県結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年			○	○
流通加工調査市区町村・漁業地区結果表（電磁的記録）	農林水産大臣	5年			○	○

第47 電磁的記録の複製、保存及び使用

- 1 知事は、統計部長の承認を得て、漁業経営体調査都道府県結果表を複製し、若しくは保存し、それを使用し、又は海面経営体調査票マスタを複製し、若しくは保存することができる。
- 2 前項の規定による漁業経営体調査都道府県結果表の複製若しくは保存の承認の申請は第32第4項の規定による農林水産大臣からの送付後停滞なく、海面経営体調査票マスタの複製若しくは保存の承認の申請は、第31第2項の規定による電算処理後遅滞なく行わなければならない。

第48 経費の概算

平成20年度経費 約13億7千万円

統計法第13条関係（実地調査）

調査の事務に従事する者は、統計法第13条前段の規定により、調査のため必要な場所に立ち入り、第28、第34及び第40に規定する調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。